

ID: 11

担当部署: 町民生活課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	大河原町空き家等の適正管理に関する条例 第20条第1項		
例規番号	平成27年条例第29号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第20条の規定による。 (命令等)</p> <p>第20条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p> <p>2 町長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。</p> <p>4 町長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>5 町長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。</p> <p>6 第4項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日